

令和6年度（令和5年分）市・府民税、所得税申告日程表

◎ 市民税・府民税の申告

期 間 等	内 容	会 場
2 / 16 (金) ~ 3 / 15 (金) (土・日曜日、祝日を除く) 午前9時~正午・午後1時~午後4時	※今年から予約優先です。	綾部市役所 まちづくりセンター2階

◎ 所得税の申告

期 間 等	内 容	会 場
2 / 6 (火)・2 / 7 (水) 午前9時半~正午・午後1時~午後4時 (受付は午後3時半まで)	税理士による申告・相談	あやべ・日東精工アリーナ (西町三丁目)
2 / 16 (金) ~ 3 / 15 (金) (土・日曜日、祝日を除く) 午前9時~正午・午後1時~午後4時 (税務署は、午前9時~午後4時)	※今年から会場が2階です。	福知山税務署 (福知山市)
	※今年から予約優先です。	綾部市役所 まちづくりセンター2階
2 / 29 (木) 午前9時半~正午・午後1時~午後4時 (受付は午後3時半まで)	税務署主催 税理士による申告・相談	あやべ・日東精工アリーナ (西町三丁目)
3 / 1 (金)・3 / 2 (土) 午前9時半~正午・午後1時~午後4時 (受付は午後3時半まで)	綾部商工会議所主催の申告・相談 ※詳細は商工会議所にお問い合わせください。	あやべ・日東精工アリーナ (西町三丁目)

※市役所まちづくりセンターで申告相談をされる方で、階段の昇降が困難な方は、市役所1階の税務課(市民税担当)へお越しください。

**市役所で所得税の確定申告書をお預かりできる期間は2月16日(金)から3月15日(金)までです。
3月16日以降は、大阪国税局業務センター阪神分室(〒661-8521 尼崎市若王寺3丁目11番46号)へご提出ください。**

【相談会場からのお知らせ・お願い】

- ◆ 会場の混雑状況により早めに相談受付を終了する場合がありますのでご了承ください。
- ◆ 市役所の相談会場では、所得税に係る青色申告や大規模な事業を行っている方、土地・建物、株式等の譲渡所得、雑損控除を申告される方、初めて住宅借入金等特別税額控除の申告をされる方、過年分の確定申告をされる方等の相談は行っておりません。お手数ですが福知山税務署へご相談ください。
- ◆ あやべ・日東精工アリーナ(市民センター)の相談会場では、土地・建物・株式等の譲渡所得、贈与税、相続税についての相談は行っておりません。福知山税務署へご相談ください。
- ◆ 申告書は郵送でも受け付けています。所得税の確定申告は、スマホやパソコンからの申告が便利です。確定申告を郵送する場合は、郵送先が昨年とは違いますのでご注意ください。
- ◆ 2月6・7・29日、3月1日のあやべ・日東精工アリーナ(市民センター)の相談会場では、「マイナンバーカード申請サポートコーナー」を設置します。マイナンバーカードの申請がまだの方は、ぜひご利用ください。
- ◆ 申告会場での受付時間が限られているため、農業や営業、不動産等の収支内訳書及び医療費控除等の明細書の作成はご自宅でお済ませください。

【相談会場の感染症対策について】

各相談会場では、感染症対策を実施しています。ご来場の皆さまにもご協力をお願いします。

- ◆ 来場前に検温し、熱があつたり体調がすぐれなかつたりする場合は別の日にお越しください。
- ◆ ご来場の際にはできる限りマスクを着用し、私語を控える等の感染予防対策をお願いします。
- ◆ 入室時には、手指消毒液による消毒にご協力ください。
- ◆ 職員についても、マスク着用、手指の消毒をしたうえで対応いたしますので、ご了承ください。

【お問い合わせ先】

- 綾部市役所税務課市民税担当 ☎ (42) 4235 (直通)
- 福知山税務署 ☎ (22) 3121
- 綾部商工会議所 ☎ (42) 0701

(裏面もご覧ください。)

☆ 個人番号(マイナンバー)について

令和6年度(令和5年分)市民税・府民税申告書及び所得税の確定申告書には、申告者本人及び控除対象配偶者・扶養親族がある場合は、対象者の個人番号(マイナンバー)を記載していただく必要があります。

また、申告書を市役所で提出されるときに、「番号確認」と身分証等による「本人確認」をさせていただきます。

【ご持参いただく書類等】

1 市民税・府民税申告書を、市役所税務課又は市相談会場に直接提出される場合

窓口へ来る人	個人番号書類	本人確認書類	その他必要書類
申告者本人	申告者本人の個人番号 が分かるもの	申告者本人のもの	
同一世帯の親族 注1		提出に来る人のも	
別世帯の親族 注2		提出に来る人のも	委任状(申告者が死亡の場合は申告者との関係が分かる書類(戸籍謄本等))
法定代理人 注3		提出に来る人のも	その資格を証明する書類(登記事項証明書等)
知人・友人等		提出に来る人のも	委任状

注1…同一世帯の親族とは、住民票上同一の世帯である人

注2…別居、同一家屋や敷地に住んでおられても、住民票が別となっている人等

注3…法定代理人とは、成年後見人、納税管理人等

(重要)

ご自宅で作成された所得税の確定申告書を、市役所税務課又は市相談会場でお預かりする場合、個人番号(マイナンバー)の記載と「マイナンバーカード」の写しの添付が必要です。

「個人番号カード(マイナンバーカード)」をお持ちでない方は、「通知カード」等で個人番号(マイナンバー)の確認できる書類と、「運転免許証」等の写真付身分証明書等の写しの添付が必要です。

※ 確認書類については、下記『【個人番号確認書類】及び【本人確認書類】』をご覧ください。

2 郵送で提出される場合

申告されるご本人の「個人番号」及び「本人確認」のできる書類の写しを申告書等に同封して送付してください。

3 個人番号及び本人確認に使用できる書類

【個人番号確認書類】

- 個人番号カード(マイナンバーカード) ●通知カード(ただし、現在の住所・氏名記載のものに限る。)
- 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

【本人確認書類】(氏名及び生年月日又は住所が記載されているものに限る。)

☆ 1点のみで本人確認ができる書類(写真付身分証明書等)

- 個人番号カード(マイナンバーカード) ●運転免許証 ●パスポート ●身体障害者手帳 ●精神障害者保健福祉手帳
- 運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に発行されたもの) ●療育手帳 ●学生証 ●社員証 ●資格証明書
- 在留カード ●特別永住者証明書 ●その他写真付身分証明書 等

☆ 1点のみで本人確認ができる書類(写真なし身分証明書等)

- 公的医療保険の被保険者証 ●年金手帳 ●児童扶養手当証書 ●特別児童扶養手当証書
- 所得税の確定申告の場合は、税務署から送付されるプレ印字申告書、プレ印字はがき

☆ 2点以上で本人確認ができる書類(写真なし身分証明書等)

- 学生証 ●社員証 ●資格証明書 ●印鑑登録証明書 ●納税証明書 ●戸籍附票の写し ●住民票の写し
- 国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書 ●住民票記載事項証明書 ●母子健康手帳 等

(注意) 提示時において有効なもの又は発行日・領収日から6か月以内のものに限る。